



福岡医発第 965 号 (地)
平成 26 年 7 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

今般、平成 26 年 10 月 1 日から乳幼児・子ども医療費支給制度の対象者を拡大する旨、別紙のとおり古賀市より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、古賀市役所市民国保課年金・医療係 (Tel.092-942-1111) までご照会ください。

記

※古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の変更点 (赤字の部分を追加)

	現行 (平成 26 年 9 月 30 日まで)	改正後 (平成 26 年 10 月 1 日診療分から)
外来	3 歳未満…自己負担なし 3 歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600 円/月 (医療機関ごとに)	3 歳未満…自己負担なし 3 歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600 円/月 (医療機関ごとに)
		小学校 1 年生から 6 年生まで… 自己負担限度額 1,500 円/月 (医療機関ごとに)

- 1) 小学校 1 年生から 6 年生の方で、すでに「古賀市子ども医療証」(桃色)をお持ちの方には、新しく「外来助成分」を含めた医療証 (桃色) が古賀市より発行されます。(平成 26 年 9 月中に発送)
- 2) 入院助成の内容は以前と変更ありません。

(公印省略)

26古市国 第580号
平成26年6月20日

医 師 会
医 療 機 関 等 各 位

古賀市長 竹下 司津男

古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

初夏の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から本市の医療費支給事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在古賀市では、福岡県の乳幼児医療費支給制度及び古賀市独自の制度により、乳幼児の医療並びに子どもの入院医療費の一部助成を行っておりますが、このたび、子育て支援の一環として、独自の制度を更に拡大し、平成26年10月1日診療分から「小学生の入院外」についても助成することといたしました。

拡大部分の医療費の支給は、これまでの乳幼児・子ども医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、拡大対象者（小学生）には平成26年10月1日から使える「古賀市子ども医療証（桃色）」を、平成26年9月中に送付いたします。改正概要につきましては、別紙をご参照ください。

医療機関におかれましては、平成26年10月1日以降、小学生の外来受診の際は、窓口への医療証の提示をご案内くださいますようお願いいたします。

また、今回の制度拡大にあたり、拡大内容等をお知らせするポスター及びチラシを作成いたしましたので、建物内への掲示及び設置をお願いいたします。

本事業についてご理解、ご協力をこれまで同様に賜りますようお願いいたします。

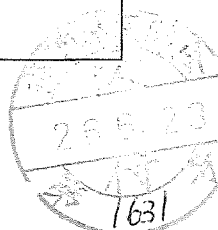
※ 今回の拡大により、小学生の医療証は新しく変わりますが、医療証の負担者番号は同じです。中学生・高校生については既にお持ちの医療証を使用していただきます。

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係

電 話 092-942-1111（内線212）

FAX 092-942-1275





福岡県・古賀市「乳幼児・子ども」医療支給制度



古賀市では、お子様の健やかな成長を願うため、乳幼児・子ども医療費の助成制度を実施しています。制度の内容は、下記のとおりです。

対象者の範囲		18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ※ ただし、中学校就学後は入院のみが対象		
自己負担額	乳幼児医療証	3歳未満	なし	
		3歳以上 小学校就学前まで	入院	1医療機関につき、1日あたり500円 ただし、月の上限は3,500円
			入院外	1医療機関につき1月あたり600円まで
	子ども医療証	小学校就学後 18歳まで	入院	1医療機関につき、1日あたり500円 ただし、月の上限は10,000円
		小学生	入院外	1医療機関につき1月あたり1,500円まで

- ※ 3歳未満とは、3歳に達する日の属する月までです。
- ※ 小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。
- ※ 医療証は、医療保険の被保険者、被扶養者でないと利用できません。
- ※ 古賀市乳幼児医療証をお持ちの方には、小学校就学時に古賀市子ども医療証を郵送します。
- ※ 古賀市乳幼児医療証及び子ども医療証は、古賀市に住民票がある間のみ使うことができます。

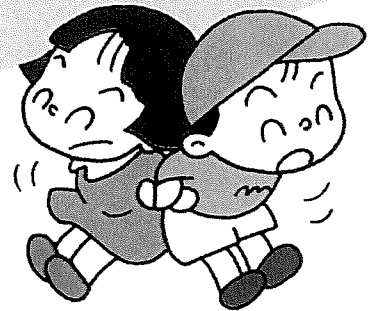
制度に関する問い合わせ先

市民国保課 年金・医療係 TEL：092-942-1111（内線212）

平成26年10月1日から古賀市「乳幼児・子ども」医療制度が変わります

小学校6年生までの 通院医療費を助成します (外来)

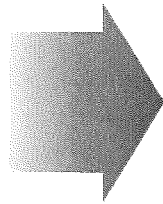
小学校1年生から6年生のお子様で、すでに「古賀市子ども医療証」(桃色)をお持ちの方には、新しく「外来助成分」を含めた医療証(桃色)を発行いたします。
(平成26年9月中に郵送)



平成26年9月30日まで

〈外来〉

- ・ 3歳未満…自己負担なし
- ・ 3歳以上小学校就学前まで…
自己負担限度額 600円/月
(医療機関ごとに)



平成26年10月1日から

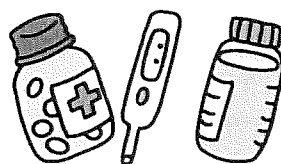
〈外来〉

- ・ 3歳未満…自己負担なし
- ・ 3歳以上小学校就学前まで…
自己負担限度額 600円/月
(医療機関ごとに)
- ・ 小学校1年生から6年生まで…
自己負担限度額 1,500円/月
(医療機関ごとに)

(小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。)

※入院助成の内容は以前と変更ありません。

- 本人負担の限度額は、いずれも医療機関ごとにかかる金額です。
- ひとり親医療、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は、対象となりません。



子		古賀市子ども医療証	
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで	
負担者番号	8 1 4 0 0 5 9 0	受給者番号	
受給者	住所	氏名	
	生年月日		
一部自己負担金	入院 1日当たり 500円を限度(月20日限度) 入院外 1月当たり1,500円を限度(年 月 日まで) ※入院・入院外とも上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県 古賀市長 印		
交付年月日	年 月 日		

※この医療証は県外の保険医療機関等では使用できません。

【お問い合わせは】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係 電話942-1111(内線212)